



# 宇部市総合計画審議会

## 第1回会議

令和3年4月22日（木）

SDGs未来都市・宇部市



# 次 第

- 1 辞令の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 審議会委員自己紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 宇部市総合計画審議会について
- 6 会長及び副会長の選出
- 7 諮問
- 8 会議の運営について
- 9 会議
  - (1) 宇部市新総合計画策定方針について
  - (2) 策定スケジュールについて
  - (3) 宇部市の現状について
- 10 その他

# 宇部市総合計画審議会について (条例抜粋)

## 設 置

第1条 市長の諮問に応じ、宇部市総合計画の策定に関し、基本的事項を調査審議するため、宇部市総合計画審議会を設置する。

## 委 員

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験者

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

# 会長及び副会長

- 第3条 審議会に**会長及び副会長**一人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

# 会 議

- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、**会長が会議の議長**となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# 総合計画とは

- まちづくりの**基本理念**や**求める都市像**、これを実現するための**基本的施策**等を明らかにし、本市の進むべき方向を明確に示した、**市民と共有するまちづくりの指針**となるものです。

---

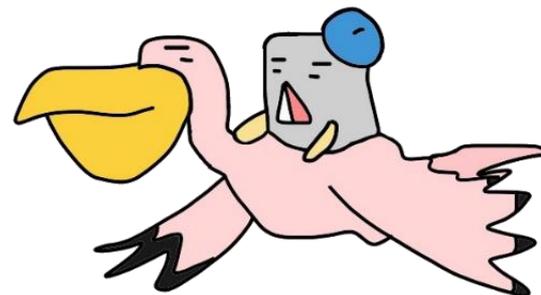
- 市財政の展望を踏まえながら、まちづくりを計画的、効率的に推進するための**最上位の計画**であり、市政運営の基本となるものです。

# これまでの宇部市総合計画 ①

	計画期間	求める都市像	まちづくりの方向性
<b>第一次 総合計画</b>	S55(1980)年度 ～H2(1990)年度 【11年間】	人間が尊重 され活気と うるおいの ある清新な 都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適で安らぎのある生活環境都市</li> <li>・ 愛と真心のこもった共存福祉都市</li> <li>・ 活気とうるおいのある産業都市</li> <li>・ 教育文化の香り高く親しみあふれる市民都市</li> <li>・ 調和のとれた魅力ある地方中核都市</li> </ul>
<b>第二次 総合計画</b>	H元(1989)年度 ～H12(2000)年度 【12年間】	同上	同上
<b>第三次 総合計画</b>	H12(2000)年度 ～H22(2010)年度 【11年間】	活力とやす らぎに満ち た 国際交流都 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業活力を強めるまち</li> <li>・ 環境共生を進めるまち</li> <li>・ 市民活力を培うまち</li> <li>・ ころの豊かさを育むまち</li> <li>・ 広域交流を広げるまち</li> </ul>

# これまでの宇部市総合計画 ②

	計画期間	求める都市像	まちづくりの方向性
<b>第四次 総合計 画</b>	H22(2010)年度 ～ <b>R3(2021)年度</b> 【12年間】	みんなで築く 活力と 交流による 元気都市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民一人ひとりが宇部づくりの 主役として、「人と緑と環 境」にやさしいまち</li><li>・ 一人ひとりが心豊かに安心し て暮らすことができるまち</li><li>・ 豊かな自然と文化の中で、み んなが心をつなぎ笑顔で暮ら せるまち</li><li>・ 人も地域もいきいきとした、 にぎわいと魅力あふれるまち</li></ul>



# 〔参考〕 近隣自治体の状況 ①

計画名	計画期間	将来都市像
<b>第二次下関市 総合計画</b>	H27(2015)年度 ～R6(2024)年度 【10年間】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち</li><li>・ 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち</li><li>・ みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち</li><li>・ 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち</li><li>・ 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち</li><li>・ 誰もが安全で安心して暮らせるまち</li><li>・ 人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち</li><li>・ 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち</li></ul>

## 〔参考〕 近隣自治体の状況 ②

計画名	計画期間	将来都市像
<b>第二次 山口市総合計画</b>	H30(2018)年度 ～R9(2027)年度 【10年間】	豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口 ～これが私のふるさとだ～
<b>第二次 山陽小野田市 総合計画</b>	H30(2018)年度 ～R11(2029)年度 【12年間】	活力と笑顔あふれるまち
<b>第二次周南市 まちづくり 総合計画</b>	H27(2015)年度 ～R6(2024)年度 【10年間】	人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南

# 会議の運営について

この審議会の会議は、  
計画の策定過程を広く市民に知っていただく観点から、

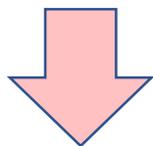
- 会議は原則公開することとし、傍聴を可能とします。
- 会議内容を録音し、後日、議事録として、市ウェブサイト等で公開します。

# 第五次宇部市総合計画 策定方針

## 計画策定の趣旨

- 人口減少や超高齢社会の進展、地球規模的な環境問題、都市インフラの老朽化、技術革新・Society5.0の進展、個人の価値観・ライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く環境が大きく変化しています。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人々の交流機会の減少や消費の落ち込み等の影響が見られ、**感染防止と社会経済活動の両立**が強く求められるとともに、人や企業の東京圏への一極集中が見直され、**地方への分散・回帰の機運**が高まりつつあります。

このような中、活力と活気にあふれた都市として、今後、本市が持続的な発展を遂げていくためには、**AI・IoTなど近年急激に進化した情報通信技術**や**本市の「宝」である様々な地域資源の活用**、また、「**SDGs未来都市**」として誰一人取り残さない共生社会の構築など、新たな時代の潮流をとらえ、社会情勢の変化に的確に対応しながら、これまで以上に市民・事業者・行政が一体となって市政を推進していく必要があります。



平成22年度に策定した「第四次宇部市総合計画」が、令和3年度で計画期間を終了することに伴う、新たなまちづくり指針の策定の必要性

市制100周年を迎えた本市が、次の世代に向けて、「共存同栄・協同一致」～宇部の精神（こころ）を基に、**将来にわたって輝き続ける「ふるさと宇部」**を築き上げ、**希望あふれる未来を引き継ぐ新たなまちづくりの指針**として、「第五次宇部市総合計画」(以下「新総合計画」という。)を策定します。

- 近年の社会経済情勢の著しい変化や先行き不透明な状況、また、ポストコロナ時代の社会動向を見据え、今後も厳しさが続くと思込まれる市財政の状況等も勘案しながら、「**取組の選択と集中**」、「**EBPM（証拠に基づく政策立案）**」の視点を踏まえ、実効性のある計画として策定していきます。

---

- 総合計画を市民と行政が共有する「まちづくりの指針」としていくため、策定段階から、市民意識調査や市政懇談会、ワークショップなど様々な形で、幅広い市民の意見や提案をお聞きしながら、取りまとめていきます。

# 新総合計画の区域

- 新総合計画の区域は、宇部市の行政区域とします。ただし、山口県央連携都市圏域等の広域的な視点からの施策についても検討します。

# 新総合計画の構成と期間

新総合計画は、基本構想と実行計画の2層で構成します。

## ◆基本構想

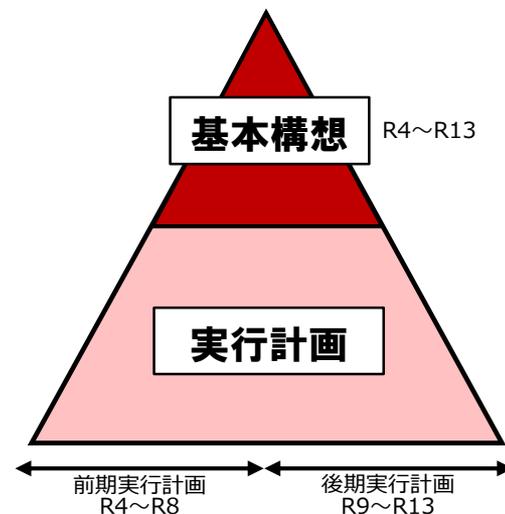
基本構想は、本市の「求める都市像」と目指すべき「まちづくりの目標」を示し、この達成に向けた施策の基本的方向を定めるものです。

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

## ◆実行計画

実行計画は、基本構想に示される「求める都市像」と「まちづくりの目標」の実現に向けて取り組むべき基本的な施策を総合的・体系的に示すものです。

計画期間は、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応できるよう、基本構想期間の10年間で**前期計画期間（5年間）**と**後期計画期間（5年間）**に分けて策定します。



## ① 宇部市総合計画審議会

新総合計画の策定にあたり、市条例に基づき、諮問機関として宇部市総合計画審議会を設置します。この審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の原案を審議し、その結果を報告（答申）します。

---

## ② 宇部市議会

新総合計画の基本構想及び実行計画の策定は、「宇部市議会の議決すべき事件を定める条例」第2条の規定に基づき、市議会に提案し、議決を得た上で定めるものとします。

---

## ③ 庁内検討組織

計画策定のための庁内検討組織として、宇部市創生推進本部の下部組織に総括部会及び専門部会を設置します。

# 分科会、起草委員会の設置について

基本構想及び実行計画の策定にあたり、各分野の政策の方向性等についての協議を効率的に深めていくため、審議会の下部組織として、4つの**分科会**と**起草委員会**を設置します。

- 各部会に部会長1名を置き、進行等は事務局職員が行います。

(会長及び副会長は、分科会には属しません。)

- 原則、審議会終了後に開催することとします。

## ① 産業振興

---

農林水産業、商工業、6次産業、  
地域ブランド、企業誘致、  
起業・創業、雇用 など

## ② 教育・子育て

---

学校教育、いじめ、生涯学習、人権、  
子育て支援、若者支援 など

### ③ 都市整備・交流創出

---

都市整備、防災、公共交通、交通安全、  
交流人口、観光、シティプロモーション、  
文化・スポーツ など

### ④ 環境・福祉

---

環境、市民活動、防犯、保健・医療、  
高齢者支援、障害者支援、  
生活困窮者支援 など

## ■分科会への配属

- ・本日、配付している「**意見提出シート**」の1で、配属を希望する分科会の希望欄に、**第一希望は「1」**を、**第二希望は「2」**を、若しくはどの分科会でも構わない場合は「**どこでも良い**」に「**○**」を記入してください。提出期限：4月30日(金)まで

## ■起草委員会

審議会及び分科会での意見を、答申書に取りまとめていく作業を行う。(8月以降)

- ・会長、副会長及び各部会の部会長で構成する。
- ・基本構想の素案、案の作成に携わる。

# 計画策定に向けた市民参画について

## 市政懇談会

- 市内24地区で開催（4月中旬～5月下旬）
- 市長と各地区の自治会、コミュニティ推進協議会の代表者など
- 内 容 意見・要望等の聴取及びアンケートの実施

## 学生アンケート

- 調査期間 5月～6月（調整中）
- 対象者 高校生（8校）・高専（1校）・大学生（4校）
- 調査内容 宇部市の住みやすさ、宇部市の魅力、卒業後の希望進路 など

## 市民ワークショップ

- 開催日 6月6日（日）、6月13日（日）
- 場 所 文化会館2階 研修ホール
- 対象者 市内在住又は在勤・在学の高校生以上20人程度